

平成 30 年 3 月 19 日（月）

経済戦略局総務部総務課長以下、市職経済局支部長以下との本交渉

（所属）

それでは、3月2日に申入れのあった事項について、口頭による事項も含めて、当局の考え方を回答いたします。

平成 30 年度の業務執行体制に関しては、事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案と、それに対応する業務執行体制の改編については管理運営事項であり、職制が自らの判断と責任において行うものではありませんが、厳しい財政状況のもと、単に職員数だけを削減し、事務事業の再構築を行わなければ、円滑な業務執行体制に支障をきたし、複雑・多様化する行政ニーズに対応できなくなります。

そのため、業務執行体制の確立にあたっては、事務事業の精査を加えながら、真に必要な市民サービスの低下をきたさず、業務内容・業務量に見合った業務執行体制を構築していきたいと考えています。

平成 30 年度におきましては、当局では所管事業をよりいっそう効果的に推進するため、一部組織改編を予定しており、またサミット開催準備等の新規業務を予定しておりますが、それに伴う勤務労働条件の変更については、現時点では見込んでおりません。

博物館施設の地方独立行政法人化にかかる組合員の勤務労働条件については、2月23日の定款可決をふまえ、最短で平成31年4月の法人設立とそれに伴う経営形態の変更に向け、法人へ転籍することとなる職員の勤務労働条件について検討を進めているところでございます。今後、早期に協議をお願いしたいと考えており、改めてご提案させていただきます。

時間外労働時間の縮減については、全庁的な取組みである「時間外勤務の縮減にかかる方針」に沿って、職制として取り組むべき重要な事項であると認識しており、労働安全衛生対策については、安全衛生委員会を定期的に開催し、職員の健康増進に努めてまいります。

仕事と子育ての両立については、「仕事と生活の両立支援プラン ～ワーク・ライフ・バランスの実現をめざして～」（大阪市特定事業主行動計画）のもと、職員が各々の職責を十分に果たしながら、安心して子育てを行えるように、仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスを確保できる職場づくりに取り組んでいくべきものと認識しています。

いずれにしましても、事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案、それに対応する業務執行体制の改編などの管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行うものでありますが、それによって職員の勤務労働条件に変更が生じる場合については、交渉事項として時機を逸さず、誠意をもって対応させていただきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

（組合）

ただいま、所属から、次年度の業務執行体制にかかる勤務労働条件についての考え方が示されたが、支部としては、現時点で判断に至る情報が全て示されるものではなく、新年度（4月）以

降、今回示された内容から乖離し職場混乱をきたしていないかなど、我々としても引き続き状況を注視してまいりたいと考える。

そのうえで、「2018年度の業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保について」は本交渉においては、勤務労働条件の変更はないこと（交渉事項なし）を確認しておくが、今後も職員の勤務労働条件に変更が生じた際には、誠意を持って協議・交渉を行うことを改めて求めておく。

また最後に、本日の内容については、職場混乱が生じないよう、所属の責任として速やかに説明しておくよう再度求めておく。

(以上)